

第460回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 6 0 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年4月28日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時15分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	利根川孝一
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	新井計男

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一
農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主 査	野 村 純
副事務局長	柿 沼 映 生	主 査	河 野 敏 浩
主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	山 崎 明 美		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年4月28日第460回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 渡 邊 憲 一

委 員 滝 嶋 嘉 久

委 員 西 川 利 雄

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書3月分について報告する。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計2件、3筆、1,596㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計15件、20筆、5,240.42㎡である。農地改良届については、合計8件、15筆、6,750㎡である。農業経営基盤強化促進法による申出書取下願については、合計1件、1筆、515㎡である。農地法第3条の規定による許可申請書取下願については、合計1件、1筆、330㎡である。農地法第5条の規定による許可申請書取下願については、合計1件、2筆、432㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計2件、4筆、1,671㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計8件、27筆、33,655㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計1件、1筆、545㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計21件、220筆、138,107.02㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 10 件、総筆数 10 筆、総面積 9, 130 m²について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 10 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 6 番、7 番について報告する。4 月 14 日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 80 歳で、農業従事日数は 150 日、約 177 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、農業用自動車 1 台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 10 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件

を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数7件、筆数26筆、面積15,414㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番、2番について報告する。4月14日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在62歳で、農業従事日数は280日、約72アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、耕耘機1台、農業用自動車1台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は整理番号1番は水稻、整理番号2番は野菜を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願い

いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。4月23日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在30歳で、農業従事日数は280日、約207アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター3台、耕耘機2台、農業用自動車4台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は人参を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番、5番について報告する。4月23日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在59歳で、農業従事日数は150日、約51アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター1台、農業用自動車1台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は里芋を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号6番について報告する。4月23日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在73歳で、農業従事

日数は200日、約57アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、粃摺機1台等であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数15件、筆数26筆、面積8,345.93㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から15番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県

へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から15番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号7番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とし、整理番号7番については条件を付すことに決定する。

議案第4号

川越市農業委員会の「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」については、市の農業施策に係る基本構想や令和3年度の利用状況調査の結果等から、令和4年度の最適化活動の目標の設定等をするもので、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図り、取り組んでいただく活動の目標として作成していることを説明する。

次に、1ページの「Ⅰ農業委員会の状況」について説明する。これは、農林水産省が定めた様式の中で、各項目に対して、指定された統計資料等に基づき作成している。「1農業委員会の現在の体制」は、任命年月日や農業委員数など、現在の体制を記載している。次に、「2農家・農地等の概要」は、「総農家数」及び「農業経営体数」、「基幹的農業従事者数」は、2020年度版、農林業センサスに基づき記載している。「認定農業者等の経営体数（経営体）」は、農政課からの資料に基づき作成している。耕地面積については、耕地及び作付面積統計に基づき記載している。

次に、2ページ「Ⅱ最適化活動の目標」、「1最適化活動の成果目標」、「(1)農地の集積」について説明する。①の現状及び課題のうち「管内の農地面積（A）」については、欄外の※1にあるように、直近の耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入することから、3,220haとなる。「これまでの集積面積（B）」については、1ページ目の【表1】にある対象経営体に集積された面積を記入することから、524.9haとなり、「集積率」は、16.3%となる。「課題」については、昨年度と同様としている。

次に、②の目標のうち「農地の集積の目標年度」は、令和12年度となり、「集積率」は、50%としている。これは、川越市が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標に準じている。「今年度の

新規集積面積」は、令和12年度に50%になると想定する面積からこれまでの「集積面積(B)」を差し引いた面積を残りの年数で按分した面積となることから、115.6haとしている。

「農地面積(C)」については、管内の農地面積は、過去の耕地及び作付面積統計の推移をみると、毎年10haずつ減少していることから、3,210haとしている。

「今年度末の集積面積(累計)」については、これまでの「集積面積(B)」と今年度の「新規集積面積」を足した面積となることから、640.5haとなり、「今年度末の集積率」については、19.95%としている。

2ページ中段の「(2)遊休農地の解消」について「①現状及び課題」について説明する。まず、「現状」は、令和3年8月に実施した利用状況調査の結果から、1号遊休農地面積17.34ha、うち緑区分の遊休農地面積8.70ha、うち黄区分の遊休農地面積8.64haとなっている。

課題については、土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化、担い手不足等が要因で遊休農地が発生しているため、地域を支える担い手への利用集積や所有者による耕作再開などにより、作物の作付けに結びつけていく必要がある。

次に、「②目標、ア既存遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積8.7haについて、解消目標面積を当該遊休農地面積の5分の1とするため、1.74haとしてい

る。次に、「b 黄区分の遊休農地の解消」については、令和 3 年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地 8.64 ha について、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針として「令和 8 年度までに、黄区分の遊休農地の解消のための協議の実施をする。」ことを目標とする。最後に、「イ新規発生遊休農地の解消」については、令和 3 年度に新規発生した緑区分の遊休農地 3.19 ha を解消目標面積とする。

3 ページ、「(3) 新規参入の促進」、①の現状及び課題について説明する。「現状欄」は、欄外の※1にあるように、直近 3 年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入することから、令和元年度の新規参入者は 1 経営体で 0.6 ha、令和 2 年度は 1 経営体で 0.7 ha、令和 3 年度の新規参入者はなかった。「課題」については、昨年度と同様としている。

次に②の目標について説明する。「権利移動面積」については、平成 28 年度が 57 ha、29 年度が 27.9 ha、30 年度が 43 ha となり、平均は 42.6 ha となる。これは、各年度において農地法第 3 条許可を得たものと農地利用集積計画が決定されたものを合算した面積から農地中間管理権が設定されたものを差し引いた実績値となる。「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」は、平均の 1 割以上を設定することから、4.3 ha となる。

次に、3 ページ中段、「2 最適化活動の活動目標」について説明する。「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、

1人当たりの活動日数については、週2日以上とし、月8日を日数目標とし、最適化活動を行う農業委員の人数については、中立委員を除いた15人、農地利用最適化推進委員16人とする。「(2)活動強化月間の設定目標」は、国からの通知に基づき、毎年度、3月以上を設定することを目標とする。また、取組項目は「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進」のいずれかを記入することになっている。本委員会では、農地パトロール実施要領に基づき、毎年8月に農地法第30条の利用状況調査を行い、9月から11月までを遊休農地の指導・解消強化期間として活動しているため、今回の活動強化月間の設定は、各委員の御負担等を考慮し、これまで活動されている9月から11月の期間に併せ、活動強化月間を設定している。9月は「農地の集積」、10月は「遊休農地の解消」、11月は「新規参入の推進」とし、内容については、記載のとおりとしている。「(3)新規参入相談会への参加目標」については、国からの通知に基づき、農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定することとなっているため、新規参入相談会への参加回数を「1回」としている。新規参入相談会の開催予定について、川越農林振興センターと市、農政課に確認したところ、県や市が実施している相談会は特に無かった。例年開催されている相談会としては、埼玉県農業大学校が開催している就農相談会があるとの情報を得たので、推進委員等が1名以上参加するようにしている。

下段には、参加できなかった場合を想定し、開催時期を随時とし、電話や窓口等で新規参入の相談があった場合には、関係機関と連携を図り、新規参入を推進することを目標としている。との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から、「農地の集積について、令和3年度に設定した集積率の目標は何パーセントであったのか。」との発言があった。

事務局は「令和3年度の設定目標は15.5%である。」との説明を行なった。

議長は、他に意見を求めた。

委員から、「今年度の管内の農地面積は、3,220haであるが、目標の農地面積は3,210haとなっている。10haの差異があるのはどうしてなのか。」との発言があった。

事務局は「管内の農地面積は、過去の耕地面積の推移を見ると毎年10haずつ減少していることから、3,210haとしている。」との説明を行なった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について、原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第460回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 4年 5月 6日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 渡 邊 憲 一

委 員 滝 嶋 嘉 久

委 員 西 川 利 雄
